

## 新潟市教育振興基本計画推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 新潟市教育振興基本計画に基づく施策・事業の評価を実施し、新潟市教育振興基本計画の適切な進行管理を推進するため、教育委員会事務局に新潟市教育振興基本計画推進本部（以下「本部」という）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新潟市教育振興基本計画の施策・事業の評価に関すること。
- (2) 新潟市教育振興基本計画の実施計画の策定に関すること。
- (3) その他新潟市教育振興基本計画の推進に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、教育次長（学校管理・生涯学習担当）をもって充て、副本部長は、他の教育次長（学校教育担当）をもって充てる。

3 本部員は、別表の職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

### (庶務)

第6条 本部の庶務は、教育総務課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

教育総務課長、学務課長、施設課長、保健給食課長、生涯学習推進課長、学校人事課長、教育職員課長、総合教育センター所長、学校支援課長、教育相談センター所長、特別支援教育サポートセンター所長、特別支援教育課長、生涯学習センター所長、中央公民館長、中央図書館長
--